

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	<p>沼津市中心市街地活性化基本方針において、「広域拠点都市にふさわしい魅力ある都市機能の集積」、「多様なライフスタイルに応える便利で快適な居住環境の創造」を目指している。</p> <p>(1. [7]沼津市中心市街地活性化基本方針参照)</p>
	認定の手續	<p>沼津市中心市街地活性化協議会と協議を行い申請する。</p> <p>(9. [2]中心市街地活性化協議会に関する事項参照)</p>
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	<p>中心市街地の位置及び区域は、各要件を満たしている。(2. [3]中心市街地要件に適合していることの説明参照)</p>
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	<p>市の推進体制、中心市街地活性化協議会での協議、各種団体との共同活動や支援などを行っている。</p> <p>(9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進参照)</p>
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	<p>総合計画をはじめとする市の各種計画において、沼津駅を中心とする中心市街地に都市機能を集積させる方針を掲げている。また準工業地域における大規模集客施設の立地制限などを行っている。</p> <p>(10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項参照)</p>
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	<p>試行的事業や、地域の主体的な取り組みなどを勘案して各種事業を組み立てている。また、沼津市総合計画、沼津市都市計画マスタープランなどと整合を図った計画となっている。</p> <p>(11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項参照)</p>

第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要 な4から8までの事業等が記 載されていること	4から8において、目標達成に必要な各 種事業が記載されている。
	基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること	記載している各事業の実施が数値目標 の達成に寄与することを合理的に説明し ている。
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	4から8の各種事業に記載されていると おり、事業主体は特定されている。
	事業の実施スケジュールが 明確であること	4から8の各種事業に記載されていると おり、事業スケジュールが組まれている。